

## 秋田県告示第564号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、次のとおり事務所所在地の変更の届出を受けたので、同法第27条第4項の規定に基づき、告示する。

平成25年12月6日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 障害者就業・生活支援センターの名称  
秋田県北障害者就業・生活支援センター
- 2 変更前の事務所の所在地  
大館市三の丸103番地4
- 3 変更後の事務所の所在地  
大館市泉町9番19号
- 4 変更年月日  
平成25年10月1日